

告 示

埼玉県告示第千二百五十九号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

川越市大字砂地内ほか

四 作業期間

平成二十八年九月十五日から平成二十八年十月三十一日まで